

学則

(事業所の名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業所が実施する。
株式会社スパーテル（以下、「当社」という）
石川県金沢市昌永町 15 番 60 号 2207

(開講の目的)

第2条 研修は、介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育として、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な職業人として職務に当たる上での基本姿勢、基礎的な知識・技術の習得に留まらずより専門的な知識・技能を修得させることを目標として、介護に携わる人材養成を行うことを目的とする。

(研修事業の名称)

第3条 研修の名称は次のとおりとする。
介護職員基礎研修（通学形式）

(研修カリキュラム)

第4条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは「研修カリキュラム（別添）」のとおりとする。
なお、実習は原則としてすべての講義・演習が修了した後に履修するものとする。

(課程編成責任者)

第5条 課程編成責任者は、次のとおりとする。
愛宕悦子

(研修期間・修業年限)

第6条 本研修の期間ならびに修業年限は次のとおりとする。
研修期間 平成24年8月1日（水）～平成25年1月31日（木）
修業年限 研修期間に限る

(実施場所)

第7条 研修を行うために使用する講義及び演習会場は、次のとおりとする。

講義会場	スパホテル金沢中央校
演習会場	石川県金沢市南町3-20 金沢中日ビル6階
調理実習	石川県女性センター 石川県金沢市三社町1番地44

(実習施設)

第8条 実習施設は、「実習施設情報(別添)」のとおりとする。

(受講資格)

第9条 本研修の受講者は、次のすべてに該当する者であって、かつ就職意欲が高い者のうち、株式会社スパホテルが研修の受講者として認めた者とする。

- (1) 介護全般の業務に従事することを希望し、公共職業安定所長から職業訓練の申込を受理された者
- (2) 心身ともに健康であるもの

(定員・受講手続き)

第10条 受講を希望する者は、所定の「受講申込書」に必要事項を記入し、居住地を管轄する公共職業安定所への申し込みを経て当校宛に、定められた期間内に申し込み手続きをおこなうものとする。

募集期間	平成24年6月4日～平成24年7月3日
定員	15名

(研修参加費用)

第11条 研修参加費用は次のとおりとする。

1. 受講料、実習費は無料とする。
2. テキスト代は17,600円
3. 健康診断費用・演習会場及び実習施設までの交通費については、受講者の自己負担

(使用テキスト)

第12条 研修で使用するテキストは、次のとおりとする。

「介護職員基礎研修テキスト」

(平成22年 第2版1刷) 日本医療企画発行

- 2 受講者はテキスト代を開講当日現金で支払うこととする。

(研修参加費用の返還)

第13条 研修内容の変更、研修中止及び廃止に伴う費用の返還は次のとおりとする。

1. 諸事情により研修の中止、廃止の場合は、それに係る一切の事務は当校で行う。その際のテキスト代等は、全額返還する。
2. 研修開始後に受講者がキャンセルした場合は、理由の如何にかかわらず、テキスト代等の返還はしない。

(担当講師)

第14条 研修を担当する講師は、「講師等一覧表（別添）」のとおりとする。

(健康診断書等の提出)

第15条 実習にあたり、受講者は当校が指定する期日までに、誓約書（個人情報保護を約するための誓約書）及び健康診断書等を提出しなければならない。

(科目の免除)

第16条 科目の免除は行わないものとする。

(研修欠席者の取扱い)

第17条 受講者がやむを得ず研修を欠席する場合は、必ず「欠席届」を提出することとし、受講しなかったカリキュラム（時間）については、未履修とする。

(補講)

第18条 前条によりカリキュラム（時間）が未履修となった場合、欠席理由について当校がやむを得ない事情があると認め、かつ、研修期間内で実施可能な場合、補講費用1時間2800円を上限として受講者の負担で、補講を設定することができる。

なお、補講の方法は、石川県介護職員基礎研修要綱に基づき実施するものとする。

- 2 前項に規定する「やむを得ない事情」とは、社会通念上の次の事由をいうものとする。
 - (1) 病気、怪我（証明できる書類の提出を求めるものとする）
 - (2) 天災地変、台風
 - (3) 交通機関等のストライキ
 - (4) その他真にやむを得ない事由として当校が認めるもの

(修了の認定・評価方法)

第 19 条 修了の認定は、「石川県介護職員基礎研修実施要綱」の規定及び第 4 条に定めるカリキュラムをすべて履修した者を修了評価の対象とし、科目ごとに評価する。

修了評価は筆記試験・実技試験・実習記録等の評価を行い理解度の高い順に A=90 点以上・B=80～89 点・C=70～79 点・D=70 点未満の 4 区分に評価し、C 以上の受講者が評価基準を満たしたものとして認定する。

ただし、D 判定の不合格者については、再試験・再指導等を実施し再評価を行う場合があり、C 基準を満たしたときは、認定をおこなう。

(修了証明書の交付)

第 20 条 当校は第 18 条により修了と認めた者に、石川県が定める介護職員基礎研修実施要綱に基づき、修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(退所)

第 21 条 当校は、次の者を退所させることができる。

- (1) 研修途中において、受講継続意思がなく受講の中止を申し出た者
- (2) 第 9 条の受講対象者の要件に該当しないにもかかわらず、偽りその他不正により受講していることが判明した者
- (3) 学習意欲の欠如または成績不良等により修了の見込みがないと認められる者
- (4) 素行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (5) 欠席等により未履修のカリキュラム（時間）が、研修時間数（実習、演習を除く）の概ね 1 割を超えた者
- (6) その他、研修の受講を継続することが、客観的に見て不相当と認められる者

(退所届)

第 22 条 前条により退所となった受講者は「退所届」を提出するものとする。

(履修証明書の発行)

第 23 条 第 21 条により退所となった受講者に対し、当校は当該受講者の受講状況等について判断した上で、履修証明書を発行することができる。

(保険加入)

第 24 条 当校は、研修中の傷害事故及び賠償事故に備えるため、「介護労働講習等損害（傷害・賠償責任）保険」に加入することとする。

（研修の中止又は延期）

第 25 条 当校は、天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合は、研修の中止又は延期の措置をとることとする。

（情報開示の方法）

第 26 条 本事業に関して石川県介護職員基礎研修事業指定要綱で定められている情報公開については、当社のホームページ <http://temariyakkyoku.com> 上で公表する。

（研修担当者氏名及び連絡先）

第 27 条 本事業の研修担当者は次のとおりとする。

坂井 里美

(株)スパークテル 教育事業部

石川県金沢市南町 3 番 20 号 金沢中日ビル 6 F

TEL 076-255-0088

FAX 076-255-6824

（苦情相談担当者及び連絡先）

第 28 条 本事業に苦情相談担当は次のとおりとする。

英 典子

(株)スパークテル 教育事業部

石川県金沢市南町 3 番 20 号 金沢中日ビル 6 F

TEL 076-255-0088

FAX 076-255-6824

（個人情報の取扱い）

第 29 条 研修における個人情報の取扱いについては、次のとおりとする。

当社は、本研修実施により知り得た受講者等の個人情報について、当社のプライバシーポリシーに基づき厳正に管理し、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

（その他研修に係る留意事項）

第 30 条

受講者は研修中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(その他)

第 31 条 本学則に定めなき事項については、石川県が定める介護職員基礎研修事業指定要綱及び介護職員基礎研修事業指定要領に基づき行うとともに、労働局及び公共職業安定所等の関係機関と協議の上取り扱う。

(附則)

この学則は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。